

## 司法研究科における成績評価及び進級に関する規則（2026年度生向け）

### （成績評価）

- 第1条 学業成績は、A+、A、B+、B、C+、C及びFで評価し、C以上の成績を合格とする。ただし、研究科が指定する授業科目の学業成績は、合格又は不合格で評価する。
- 2 各評価を別表に定める評点に換算し、その単位数で加重平均し、評定平均（GPA）を算出する。ただし、合格又は不合格で評価されるもの及び同志社大学法科大学院学則の規定により単位が認定されるものについては、評定平均（GPA）の計算に含めない。
- 3 第2条及び第3条の判定に用いる評定平均（GPA）は、小数点以下第3位を四捨五入した数値とする。

### （進級要件）

- 第2条 法学未修者1年次を終了する年度末において、次の各号のすべてを満たす者は、次の年次への進級を認める。
- 一 A群必修科目（刑事訴訟法講義、民事訴訟法講義を除く。）26単位のうち22単位以上を修得していること。
  - 二 A群必修科目（刑事訴訟法講義、民事訴訟法講義を除く。）の評定平均（GPA）が2.30以上であること。
- 2 法学未修者2年次を終了する年度末において、次の各号のすべてを満たす者は、次の年次への進級を認める。
- 一 A群必修科目（刑事訴訟法講義、民事訴訟法講義を除く。）26単位を修得していること。
  - 二 A群必修科目のうち、刑事訴訟法講義、及び、民事訴訟法講義の計4単位のうち、2単位以上を修得していること。
  - 三 B群必修科目（刑事訴訟実務の基礎を除く。以下同じ。）及び2年次に配当するC群必修科目の計25単位のうち20単位以上を修得していること。
  - 四 A群必修科目、B群必修科目及びC群必修科目の全体の評定平均（GPA）が2.30以上であること。
- 3 法学既修者1年次を終了する年度末において、次の各号のすべてを満たす者は、次の年次への進級を認める。
- 一 A群必修科目30単位のうち、28単位を修得していること。
  - 二 B群必修科目及びC群必修科目（履修登録、単位取得の有無を問わず、次に掲げる科目に限る。これらを指して、以下「最終年次進級判定対象科目」という。）の計25単位のうち、20単位以上を修得していること。

#### 最終年次進級判定対象科目

- ・民事訴訟実務の基礎
  - ・法曹倫理
  - ・憲法演習Ⅰ、憲法演習Ⅱ
  - ・行政法演習Ⅰ
  - ・刑法演習Ⅰ、刑法演習Ⅱ
  - ・刑事訴訟法演習Ⅰ
  - ・民法演習Ⅰ、民法演習Ⅱ、民法演習Ⅲ
  - ・商法演習Ⅰ
  - ・民事訴訟法演習Ⅰ
- 三 B群必修科目及びC群必修科目（B群及びC群につき最終年次進級判定対象科目に限る。）の全体の評定平均（GPA）が2.30以上であること。

### （科目の再履修）

- 第3条 前条により進級を認められない者のうち、必修科目（B群及びC群につき最終年次進級判定対象科目に限る。）の評定平均（GPA）が2.30未満のものについては、当該年度に履修した必修科目（B群及びC群につき最終年次進級判定対象科目に限る。）のうち、C及びFの評価とされた科目の単位及び成績は、これを無効とする。
- 2 前項により無効とされた科目については、次年度以降に再度登録履修しなければならない。

附則

- 1 この規則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に入学した者については、なお従前の例による。

附則

- 1 この規則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に入学した者については、なお従前の例による。

附則

- 1 この規則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に入学した者については、なお従前の例による。

附則

- 1 この規則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に入学した者については、なお従前の例による。

附則

- 1 この規則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に入学した者については、第1条第3項の規定を除き、なお従前の例による。

附則

- 1 この規則は、2020年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に入学した者については、第1条第3項の規定を除き、なお従前の例による。

附則

- 1 この規則は、2022年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に入学した者については、第1条第3項の規定を除き、なお従前の例による。

附則

- 1 この規則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に入学した者については、第1条第3項の規定を除き、なお従前の例による。

附則

- 1 この規則は、2025年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に入学した者については、第1条第3項の規定を除き、なお従前の例による。

附則

- 1 この規則は、2026年4月1日から施行する。

別表

評価	評点
A+	4.5
A	4.0
B+	3.5
B	3.0
C+	2.5
C	2.0
F	0.0